

2025年12月17日

高知県教育委員会

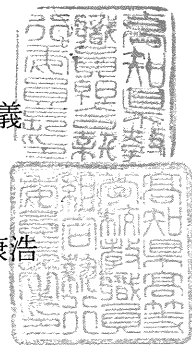
教 育 長 今城 純子 様

高知県教職員組合

執行委員長 細木 久義

高知県高等学校教職員組合

執行委員長 谷内 康浩



2027年度教員採用候補者選考審査に関する申し入れ書

貴教育委員会におかれましては、本県の教育向上・発展のためにご尽力頂いていることに敬意を表します。

さて、ご存じの通り、今、全国的に教員志望者が減少しています。文科省は、その対策として、採用審査日程を民間企業の採用試験日程を考慮する形で早めることを推奨しています。しかし、2025年夏の全国の採用審査日程を見ても、文科省の推奨通りに行った都道府県・政令市は8自治体しかなく、多くは独自の日程を決定しています。しかも、推奨通りに行った自治体で、大幅に応募者が増えたという結果にはなっていません。現在の教員志望者の減少と教員不足の現状は、採用審査日程を動かした程度で改善されるような問題ではありません。学校現場で働く教職員が魅力ある職業として認識されるよう、根本的な改善が必要です。

高知県での臨時教員としての実績が正採用につながる制度があれば、もっと「高知県で先生になろう」というアピールや、臨時教員の確保にもつながるはずです。

採用審査をどのような形で行うかは、高知県の教員確保においても大きなポイントですし、応募者増に向けて改善すべき喫緊の課題でもあります。

私たちに寄せられた選考審査の改善を求める声を集約して、下記の事項をまとめました。ぜひとも高知県で働く臨時教員が大切にされ、人員確保・公教育の充実につながる改善が実現されますよう、申し入れます。

記

① 採用制度全体について

- 1 実効ある名簿登載制度を確立し、年度途中の欠員などを正規採用で配置すること。
- 2 開かれた公正・公平で透明性のある選考を実施すること。
 - ①個人成績を受審者全員に開示・送付すること。
 - ②選考基準を作成し、公表すること。
- 3 すべての校種・教科・科目で選考審査を実施すること。
- 4 定数内の臨時教員を減らすために、採用計画を精査し、採用予定数を可能な限り多くすること。また、段階的な「定年年齢65歳までの引き上げ」が始まった現在、全校種・全職種において、新規採用を抑制することなく、毎年計画的に一定数を採用すること。
- 5 1次審査、2次審査に分けずに1度で行う審査にすることを検討すること。

- 6 受審者全員に面接審査を行うこと。
- 7 大学4年生を前提に民間企業採用日程を配慮した採用審査日程ではなく、着任中の臨教などにも配慮した日程を工夫すること。
- 8 出願をしやすくするために、出願期間をもう少し長く取ること。

② 採用審査日程について

- 9 25年は5月31日に行われた1次審査の日程を、臨時教員の教育実践や学校運営に支障をきたさないように、また教育実習に影響のないように、夏期休業中の日程に戻すこと。
- 10 それに伴い、2次審査の日程を夏期休業中後半の時期に戻すこと。
- 11 過去2年12月に行われた特別選考について、次年度以降もこの特別選考を継続して行うならば、高知県で臨時教員として働いている者については、夏の採用審査で名簿登載された者を除いて全員に案内を送り受審機会があることを周知徹底するとともにその審査内容を一層軽減すること。

③ 審査会場について

- 12 審査会場の選定については、受審者に配慮した会場とすること。特に、以下のことを配慮すること。
 - ①県下全域から早朝に会場へ集合することを考え、複数ルートで公共交通機関が利用でき、十分にゆとりを持って移動できる高知市の中心部に近い会場を選定すること。また、面接・実技で移動する必要がない会場や隣接会場で実施すること。
 - ②審査会場への自転車の乗り入れ・駐輪を可能とし、実施要項に明記すること。また、原動機付き自転車・自動二輪などについても、乗り入れが可能となるよう、駐輪スペースなどを含め検討すること。
- 13 朝集合時に雨天の場合屋外で待たせることがないように、また炎天下の屋外で立ったまま待ち続けるなどことがないように、屋内の控え席スペースを確保し、早めに会場を開けるなどの対策を行うこと。

④ 臨時教職員への配慮について

- 14 選考にあたり、高知県での臨時教員としての経験を選考審査の項目に含めるなど、臨時教員としての経験を尊重するとともに、臨時教員の負担軽減を図ること。
 - ①「1次審査免除者」の免除内容を改善すること。特に、以下の点を実現すること。
 - i 1次審査免除対象者に、教員免許を有する支援員（市町村雇用も含めて）も含めること。
 - ii 1次審査に合格したものの、免除の3年間に志望する教科等の審査が実施されず審査免除が適用されない受審者が発生しないように、手立てを講じること。
 - ②高知県で一定年数を経験した臨時教員には、2023年12月の特別選考のように、審査内容の負担軽減を配慮するなどの臨時教員対象の選考または特別枠の選考を実施すること。
 - ③24月以上の臨教経験を有する者に対する部分免除を改善すること。特に、以下の点を実現すること。
 - i 臨教経験に、市町村雇用の支援員の月数を含めること。
 - ii 部分免除を一次審査免除に引き上げること。

- iii 部分免除を利用した受審者の「教職・一般教養」の判定に際しての取り扱いは、本人に不利にならないように運用すること。
- iv 24月を12月に短縮するように検討すること
- 15 臨時教員の着任経験を、選考資料の1つにするよう改善すること。その際、いわゆる「支援員」として着任した者についても、同様の措置を講じること。

5 加点制度について

- 16 加点制度の中の「司書教諭等の資格」について、願書提出時に必要単位を取得しており、申請済み・取得見込みの場合、何らかの証明で免許保有と同等の扱いとすること。
- 17 特定の資格や実績については、過度な扱いをしないこと。

6 その他の項目について

- 18 スポーツの成績などを理由とした特別免許状を付与する者の特別選考は原則行わないこと。
- 19 公平性が担保されない「特定の大学に対する推薦制度」は廃止すること。
- 20 栄養教諭の採用において、資格を有する栄養職員は任用替えにより採用すること。
現職学校栄養職員（臨時経験を含む）の実績を考慮するため、この場合、他の受審者とは別建ての採用審査を行うこと。
- 21 病気やケガで受審を欠席せざるを得なかった者へ再受審の機会を与えること。
- 22 大学3回生への事前審査について、効果を十分検証し、中止も含めて見直しを図ること。なお、2023年12月並びに2024年12月に行われた大学3年生合格者についてそれぞれ2024年夏・2025年夏に行われた採用審査の結果（12月の受審者数・合格者数、合格者の内の大学4年次の夏の採用審査受審者数、その中の名簿登載者）が どうであったのかを統計資料として公表すること。
- 23 12月に行われている特別選考について、問題を公表すること。県単独では出来ないというのであれば、文科省にその旨を上申すること。
- 24 2027年夏の採用審査から「公立学校教員採用選考に係る第1次選考の全国共同実施の実現可能性について調査・検討を進める」ことが文科省で議論されている事について、すでに多くの県が参加の意向を表明していると新聞等で報じられているが、県教委としての考え方を公表すること。

以上